

## 第 7 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について（案）

## 1 第 7 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

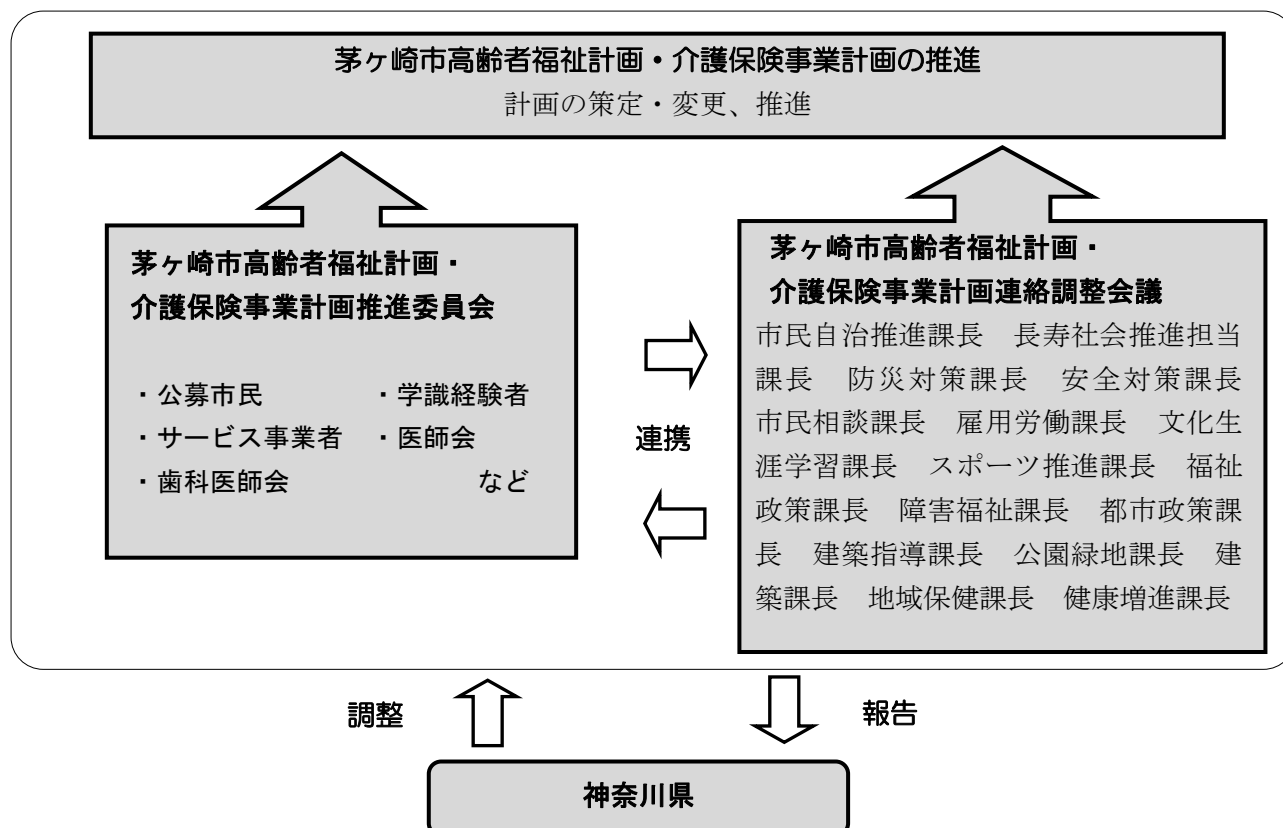
本計画は、第 6 期計画の内容やその課題から今後 3 年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理し、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むため、策定されました。

## 2 計画の推進について

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下、推進委員会という。）の所掌事項の一つに、「計画に基づく事業の推進に関する事項についての調査審議、答申、建議に関する事項」があります。また、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を推進するにあたり、関係各課が連携して施策の調整を図るため、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議（以下、「庁内連絡調整会議」という。）を設置しています。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進につきましては、計画に位置づけのある各事業について事業所管課が評価を行い、庁内連絡調整会議及び推進委員会で調整を行った後に、推進委員会に報告し建議いただき進めてきました。このことから、今年度から推進しております、第 7 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、第 7 期計画）についても第 6 期計画と同様に進行管理の方法（評価の方法）を定め、計画に位置づけのある事業を推進することとします。

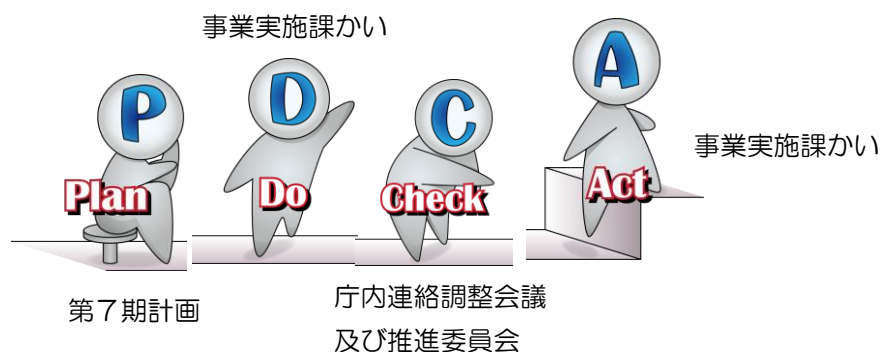
## 【推進体制について】



### 3 評価の考え方について

第7期計画に位置づけのある事業の評価については、庁内で実施する事務事業評価（業務棚卸評価）を参考に実施します。

評価は、年に1回実施することとし、事業実施所管課に照会を行ったうえで、計画所管課である高齢福祉介護課がとりまとめを行います。とりまとめた結果につきましては、庁内連絡調整会議で確認し、次年度の事業展開や方向性について議論した後に、推進委員会で報告するとともに、同委員会に進ちよく状況について必要に応じ意見をいただくこととします。



### 4 評価方法と指標等について

評価方法は、次の2つの方法で行います。

#### (1) 指標の設定がある事業

指標の設定がある事業の評価は、以下に記載した事務事業評価（業務棚卸評価）と同様の評価指標を基に行います。評価においては、実績、評点、評価、今後の取組みを具体的に記載します。

	取組に対する分析	事業の指標の達成状況	当該事務事業の実施状況
S	事業の指標を概ね達成し、成果があがった。	目標値の80%以上を達成している。	事務事業の目的の達成に向けて、すでに成果が出ている。
A	事業の指標を概ね達成し、成果があがった。	目標値の80%以上を達成していない。	事務事業の目的の達成に向けて、すでに成果が出ている。
B	事業の指標を概ね達成し、成果は今後見込める。	目標値の80%以上を達成している。	事務事業の目的の達成に向けて、現時点では成果が出ていないが、活動内容や方法の改善等により、今後成果が見込める。
C	事業の指標は達成できなかったが、成果は今後見込める。	目標値の80%を達成していない。	事務事業の目的の達成に向けて、現時点では成果が出ていないが、活動内容や方法の改善等により、今後成果が見込める。

D	事業の指標を概ね達成したが、成果は見込めない。	目標値の 80%以上を達成している。	事務事業の目的の達成に向けて、現時点で成果が出ておらず、今後も成果が見込めない。
E	事業の指標を達成できず、成果も見込めない。	目標値の 80%を達成していない。	事務事業の目的の達成に向けて、現時点で成果が出ておらず、今後も成果が見込めない。
Z	未着手事業		
X	事業終了		

## (2) 指標の設定がない事業

指標の設定がない事業の評価は、第6期計画の評価指標の取組に対する分析欄の評点は記載せず、評価及び今後の取組みを具体的に記載します。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進に向け具体的に取組んだことや、そのことによる効果及び今後の取組みを各課で記載します。

No.	進捗状況
①	予定より早まっている
②	予定どおり進んでいる
③	予定より遅れている
④	予定より大幅に遅れている
⑤	未着手事業
⑥	事業終了

## 5 進行管理調査依頼課

29課・168事業（再掲の事業含む。）

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画
市民自治推進課・企画経営課・産業振興課・福祉政策課・生活支援課・障害福祉課・健康増進課・保健予防課・地域保健課・高齢福祉介護課・子育て支援課・保育課・環境事業センター・安全対策課・防災対策課・市民相談課・道路建設課・道路管理課・都市政策課・建築課・建築指導課・公園緑地課・雇用労働課・文化生涯学習課・スポーツ推進課・社会教育課・公民館・図書館・警防救命課

連絡調整会議に参加している課は網掛けで示してあります。

※庁内の連絡調整会議に参加していない課の事業で、評価の確認が必要となるものについては、事務局で個別に対応し、推進委員会へ進捗状況を報告することとします。